

令和8年度（令和7年度からの繰越分）  
茨城県医療機関賃上げ等支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、茨城県医療機関賃上げ等支援事業費補助金について、「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（令和8年2月26日付医政発0226第11号及び医薬発0226第2号厚生労働省医政局長及び医薬局長通知。以下「国実施要綱」という。）及び「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱」（令和8年4月1日付厚生労働省発医政0401第1号及び厚生労働省発医薬0410第42号厚生労働事務次官通知。）に基づき、医療機関等に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、賃金・物価上昇の影響を受けている医療機関等の状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇や経営の改善に繋げるために必要な支援を行うことにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

（交付の申請等）

- 第3条 知事は、前条の目的の達成に資するため、賃上げ支援事業及び物価支援事業を実施するものとし、その対象施設及び交付額は別表のとおりとする。
- 前項の補助金の申請をしようとする者は、別表のとおり支援事業申請書（様式第1・2・3号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。  
なお、賃上げ支援事業及び物価支援事業ともに申請する場合は、同時に申請することとし、その際の証拠書類は1部のみで可とする。
  - 前項の申請は、1施設・事業所につき1回限りとする。

（補助金の交付決定）

- 第4条 知事は、前条による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その決定の内容を様式第4号により、申請者に通知する。
- 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不相当と認めるとき又は予算上の理由等により補助金を交付することができないときは、様式第5号により申請者に通知するものとする。

（補助条件）

- 第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
  - 事業の内容の変更をする場合、事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第6

号により知事の承認を受けなければならない。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
  - (5) 県は、必要に応じ、帳簿その他の関係書類の検査又は関係者への質問をすることができる。
  - (6) 補助金の交付を受けた医療機関等は、補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。
- 2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
  - (2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者・施設
  - (3) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
  - (4) 偽りその他不正の手段を用いて、本県から補助金等金銭の交付を受け又はその交付の申請をしたことがある者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（補助金の交付方法）

第6条 補助金は、緊急支援という本事業の趣旨を踏まえ、第4条の規定による補助の決定後に概算払で交付し、規則第14条に規定する補助金の額の確定後に精算する。

なお、物価支援事業のみの申請を決定した場合は、精算払いとする。

（実績報告）

第7条 規則第13条第1項による補助事業実績報告書（様式第7号）及び関係書類は別表に定めるとおりとし、その提出期限は令和8年8月1日（第5条第1項第2号の条件により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）とする。ただし、物価支援事業の申請においては、補助事業申請書（様式第1・3号）及び関係書類の提出をもって実績報告書の提出に代えるものとする。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、前条による実績報告を受けたとき、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、その決定の内容を様式第8号により、申請者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第9条 知事は、補助金の交付を受けた者が故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない補助金の交付を受け、又は受けようとする場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項に該当すると認めるときは、同項に該当すると認めた日又は補助金の交付決定を取り消した日以後、当該者に補助金を交付しないものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、様式第9号によりその旨を通知するものとする。

#### (補助金の返還等)

第10条 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条2項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項の規定に基づく支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項の規定に基づく支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

5 第1項並びに第2項の規定に基づく支援金の返還及び第3項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

(1) 賃上げ支援事業

対象施設 (※1)		交付額	交付申請関係書類	実績報告関係書類
有床診療所 (医科・歯科)		許可病床数 ×72 千円 (※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第1号</li> <li>様式第2号</li> <li>様式第2号別紙</li> <li>補助金の振込先がわかる書類 (預金通帳等) の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第7号</li> <li>様式第7号別紙 (2.0%超部分算定シート) (※4)</li> </ul>
無床診療所 (医科・歯科)		1施設 ×150 千円		
訪問看護ステーション		1施設 ×228 千円		
保険薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※3) として1店舗以上5店舗以下 (当該保険薬局を含む)	1施設 ×145 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第1号</li> <li>様式第2号</li> <li>様式第2号別紙</li> <li>補助金の振込先がわかる書類 (預金通帳等) の写し</li> <li>令和7年4月30日時点の薬局数が確認できる厚生 (支) 局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第7号</li> <li>様式第7号別紙 (2.0%超部分算定シート) (※4)</li> <li>令和8年6月1日からの令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出書の写し</li> </ul>
	所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※3) として6店舗以上19店舗以下 (当該保険薬局を含む)	1施設 ×105 千円		
	所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※3) として20店舗以上 (当該保険薬局を含む)	1施設 ×70 千円		

(※1) いずれも健康保険法 (大正11年法律第70号) 上の保険医療機関コードが発行され、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績があり、その他国実施要綱に定める要件を満たす茨城県内に所在する施設であって、令和8年1月1日において廃院・廃止している場合 (本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。) を除く。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(※2) 許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円

(※3) 厚生 (支) 局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書 (別紙様式3) または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

(※4) 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合のみ添付する。

(2) 物価支援事業

対象施設 (※1)		交付額	交付申請関係書類	実績申請関係書類
有床診療所 (医科・歯科)		許可病床数 ×13 千円 (※2)	・様式第1号 ・様式第3号 ・補助金の振込先がわかる書類 (預金通帳等) の写し	(不要) ※左記の交付申請関係書類をもって実績報告書の提出に代える
無床診療所 (医科・歯科)		1施設 ×170 千円		
保険薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※3) として1店舗以上5店舗以下 (当該保険薬局を含む)	1施設 ×85 千円	・様式第1号 ・様式第3号 ・補助金の振込先がわかる書類 (預金通帳等) の写し  ・令和7年4月30日時点の薬局数が確認できる厚生 (支) 局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」の写し	
	所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※3) として6店舗以上19店舗以下 (当該保険薬局を含む)	1施設 ×75 千円		
	所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※3) として20店舗以上 (当該保険薬局を含む)	1施設 ×50 千円		

(※1) いずれも健康保険法 (大正11年法律第70号) 上の保険医療機関コードが発行され、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績があり、その他国実施要綱に定める要件を満たす茨城県内に所在する施設であって、令和8年1月1日において廃院・廃止している場合 (本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。) を除く。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(※2) 許可病床数が13床以下の場合は1施設×170千円を交付する。

(※3) 厚生 (支) 局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書 (別紙様式3) または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。